

◎ 円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文

(略称) ネパールとの円借款取極

二〇二二年 一月二五日 カトマンズで

二〇二二年 一月二五日 効力発生

二〇二二年 二月一八日 告示

(外務省告示第六九号)

目 次

ページ

日本側書簡	五七三
1 円借款の供与	五七三
2 借款契約の締結及び借款の条件	五七三
3 借款の対象	五七四
4 ネパール政府名義の国家予算勘定への振替	五七四
5 生産物又は役務の調達	五七四
6 生産物の海上輸送及び海上保険	五七四
7 借款、利子等の免税	五七四
8 借款の適正使用等	五七四
9 計画の実施の進捗状況等についての情報及び資料等の提供	五七四
10 協議	五七五
ネパール側書簡	五七六

ネパールとの円借款取極

借款の対象

(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、ネパール政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正することができる。

4 ネパール政府は、ネパール政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をネパールの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ネパール政府の国家予算に編入され、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5 ネパール政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達に JICA の調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であつて、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従つて実施されることを確保する。

6 ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げるもののあるいかなる制限を課することも差し控える。

7 ネパール政府は、JICA において、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8 ネパール政府は、借款が適正に、かつ、専ら 3 (1) に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9 ネパール政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対して次のものを提供する。

(2) The disbursement period mentioned in sub-paragraph (1) (c) above may be extended with the consent of the authorities concerned of the two Governments.

3. (1) The loan will be made available to cover budget expenditures to be made by the competent authorities of the Government of Nepal, except those for such products as will be enumerated in a list to be mutually agreed upon between the authorities concerned of the two Governments.

(2) The list mentioned in sub-paragraph (1) above may be modified by an agreement between the authorities concerned of the two Governments.

4. The Government of Nepal shall take measures to have the equivalent in Nepali currency of the amount of yen disbursements of the loan transferred to the state budget account opened in the name of the Government of Nepal. The amount thus transferred shall be included in the state budget of the Government of Nepal, and shall be used to promote the economic stabilization and development efforts of Nepal.

5. The Government of Nepal shall ensure that the procurement of products and/or services under the loan is carried out in accordance with the guidelines for procurement of JICA, which set forth, inter alia, the procedures of international competitive bidding to be followed except where such procedures are inapplicable or inappropriate.

6. With regard to the shipping and marine insurance of the products purchased under the loan, the Government of Nepal shall refrain from imposing any restrictions that may hinder fair and free competition among the shipping and marine insurance companies.

7. The Government of Nepal shall exempt JICA from all fiscal levies and taxes imposed in Nepal on and/or in connection with the loan as well as interest accruing therefrom.

8. The Government of Nepal shall take necessary measures to ensure that the loan is used properly and exclusively for the budget expenditures mentioned in sub-paragraph (1) of paragraph 3, and is not used for military purposes.

9. The Government of Nepal shall, upon request, furnish the Government of Japan and JICA with:

計画の進捗状況及びその他の情報等

借款の適正使用等

借子の免除等の利益

海上輸送及び海運上の危険

生産物の又は役務の調達

ネパール政府の名義での国家予算への振替

ネパール政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正することができる。

ネパール政府は、ネパール政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をネパールの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ネパール政府の国家予算に編入され、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

ネパール政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達に JICA の調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であつて、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従つて実施されることを確保する。

ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げるもののあるいかなる制限を課することも差し控える。

ネパール政府は、JICA において、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

ネパール政府は、借款が適正に、かつ、専ら 3 (1) に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

ネパール政府は、要請に応じ、日本国政府及び JICA に対して次のものを提供する。

協
議

(a) 借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び改革計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びネパール政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十二年一月二十五日にカトマンズで

ネパール駐在

日本国特命全権大使 菊田 豊

ネパール財務省次官

マドゥ・クマル・マラシニ殿

(a) information and data concerning the use of the loan and the progress of the implementation of the Reform Program; and

(b) any other information related to the loan and the Reform Program.

10. The two Governments shall consult with each other with respect to any matter that may arise from or in connection with the present understanding.

I have further the honour to propose that this Note and your Note in reply confirming on behalf of the Government of Nepal the foregoing understanding shall constitute an agreement between the two Governments, which shall enter into force on the date of your Note in reply.

I avail myself of this opportunity to renew to you the assurance of my high consideration.

(Signed) KIKUŦA YUTAKA
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of Japan
to Nepal

Mr. Madhu Kumar Marasini
Secretary
Ministry of Finance
Government of Nepal

ネパールとの円借款取極

(ネパール側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、ネパール政府に代わって前記の了解を確認することと、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものと同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十二年一月二十五日にカトマンズへ

五七六

(Nepali Note)

Kathmandu, January 25, 2022

Excellency,

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, which reads as follows:

"(Japanese Note)"

I have further the honour to confirm on behalf of the Government of Nepal the foregoing understanding and to agree that Your Excellency's Note and this Note in reply shall constitute an agreement between the two Governments, which shall enter into force on the date of this Note in reply.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

ネパール財務省次官
マトウ・クマル・イランシ

(Signed) Madhu Kumar Marasini
Secretary
Ministry of Finance
Government of Nepal

ネパール駐在
日本国特命全権大使 菊田 豊閣下

His Excellency
Mr. KITKURA Yutaka
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of Japan
to Nepal

(参考)

この取極は、独立行政法人国際協力機構がネパール政府に対し、百億円までの円借款を供与することについての両政府の了解を確認するものである。